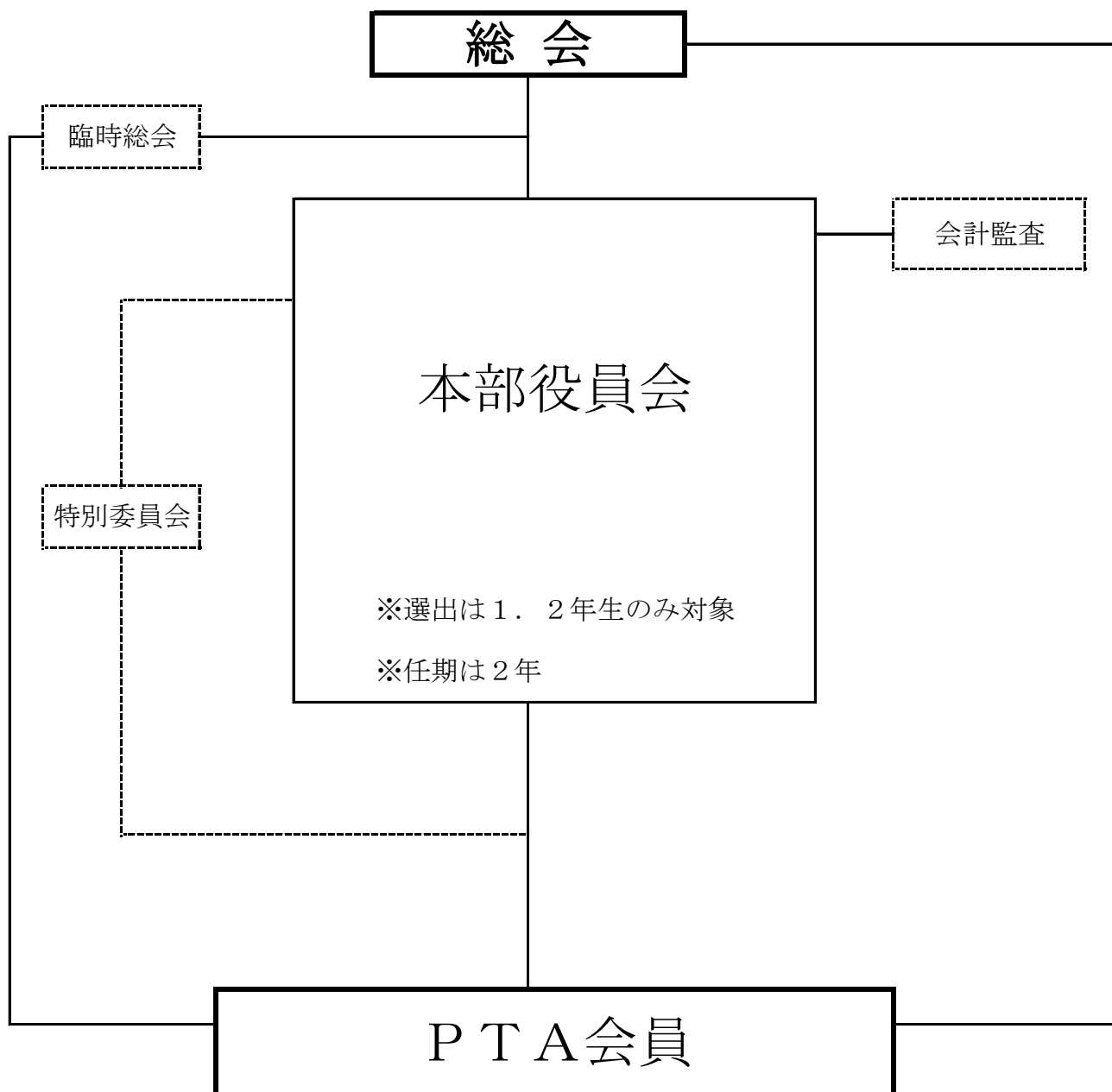


P T A 組 織 図



城北中学校PTA会則

第1章(名称および事務局)

第1条 本会は、さいたま市立城北中学校PTAという。(以下本会という)

第2条 本会は、事務局を城北中学校内に置く。

第2章(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が相互の協力によって、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3章(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ) 生徒の教育向上に関する事業。
- ロ) 学校と家庭相互の連絡に関する事業。
- ハ) 会員及び生徒の衛生環境の整備に関する事業。
- 二) 生徒の保健安全及び、福祉に関する事業。
- ホ) 他の団体との連絡提携に関する事業。
- ヘ) 会員の慶弔に関する事業。(慶弔規定による)
- ト) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4章(会員・組織)

第5条 本会の会員は、城北中学校の保護者及び教職員をもって会員とする。

第6条 本会の組織は、会員による総会及び役員会をもつ。

- 1. 総会
総会は、会の重要事項を審議、決定する。
- 2. 役員会
役員会は、会務の円滑な推進のために必要事項を審議し、その運営、執行にあたる。

第5章(役員・任務・配属)

第7条 本会に次の役員をおく。

- 1. 会長1名、副会長若干名、幹事若干名(教職員を含む)、監事2名、派遣役員若干名
- 2. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3. 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
 - イ) 会長 本会を代表し会務を総理する。
 - ロ) 副会長 会長を補佐し、その職務を代行することができる。
 - ハ) 幹事 庶務、会計、記録をつかさどる。
 - 二) 監事 会計の監査を行う。
 - ホ) 派遣役員 要請に応じ代表して派遣業務にあたり、本会との連携にあたる。
- 4. 本会の役員の配属は、次のとおりとする。
 - イ) 会長、副会長は、幹事の中から選出し総会の承認を得る。
 - ロ) 幹事は、会員の中より選出する。
 - ハ) 監事は、会長が委嘱する。
 - 二) 派遣役員は、会長が委嘱する。

第6章(役員選出)

第8条 本会の役員選出は次のとおりとする。

1. 役員は、1・2年生の保護者より選出する。
2. 選出対象は、活動任期2年間のため1・2学年の保護者となる。

第9条 役員選出の免除範囲を次のとおりとする。

1. 当校で本部役員経験者(連続2年)は次の生徒以降全ての役員を免除となる。
(当校で平成18年度以降に在籍した本部役員が対象)
2. 小学校で本部役員をしている期間、当校での役員は免除となる。
3. 各委員経験者(学年・広報・文化・支団)はその対象の生徒につき、以降の役員は免除となる。
4. 未就学児のいる家庭は、役員は免除となる。

第7章(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、会長の諮問に答えるものとする。
2. 任期は、1年とする。

第8章(会議)

第11条 本会に次の会を置く。

1. 総会 総会は毎年1回会長が招集し、会計会務の報告、事業報告承認、会則の制定と改廃、その他重要事項を審議・決定する。
2. 臨時総会 臨時総会は会長が招集し、会長又は会員の10分の1以上の要求によって開くことができ、臨時的必要事項について審議・決定する。
3. 本部役員会 会長、副会長、幹事をもって構成し、本会の企画運営をする。
(必要がある場合には、教頭・教務主任にも出席していただく。)
4. 特別委員会 会長が招集し、特別な必要事項について審議・決定する。
その任務を終了したとき、または会長が適当と認めたとき解消される。

第12条 総会または臨時総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって可決とする。

1. やむを得ず総会または臨時総会に出席できない会員は、事前に議案に対する議事承認書(書面など)を提出することにより、意思表示を行うことができる。
2. 第1項の議事承認書による意思表示は、出席者数に加算されるものとし、議決の過半数の算定に含める。
3. 議事承認書について、提出方法および提出期限、様式は事務局が定める。

第9章(経費)

第13条 本会の経費は、会費、事業収入および寄付金をもって充てる。

第10章(会費)

第14条 本会の会費は、会員1人月額375円とする。但し、必要に応じて総会又は臨時総会の議決により臨時に徴収することができる。

第11章(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12章(帳簿)

第16条 本会に次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 役員名簿
3. 会議録
4. 会計帳簿
5. 領収書綴
6. 寄付者名簿
7. その他必要書類

第13章(会則の変更)

第17条 会則の変更は、総会において出席者の過半数の賛成がなければならない。

付則 本会則は昭和47年4月1日より施行する。従来の会則は廃止する。
本会則は平成7年5月20日より施行する。
本会則は平成9年5月9日より施行する。
本会則は平成10年5月8日より施行する。
本会則は平成11年5月15日より施行する。
本会則は平成13年5月19日より施行する。
本会則は平成16年5月21日より施行する。
本会則は平成17年4月1日より施行する。
本会則は平成30年5月17日より施行する。
本会則は令和4年5月12日より施行する。
本会則は令和6年2月1日より施行する。
本会則は令和8年4月1日より施行する。従来の会則・細則は廃止する。

さいたま市立城北中学校PTA 慶弔規定

会則第3章、第4条、へ)に基づき会員相互の慶弔に関し次のように定める。

1.

慶 金	教職員結婚	5, 000円	弔慰金	P	10, 000円＋花環
	教職員出産 (配偶者含む)	5, 000円		生徒	10, 000円＋花環
見舞金 (15日以上の 入院)	P 生徒 T本人	5, 000円		T本人	10, 000円＋花環
				T配偶者	5, 000円
			火災	5, 000円	
			その他必要に応じて協議する		

2. 本会の事業に関し、特に功労有りと認められたものに対して、感謝の意を表する。

3. 本規程により、受けた金品に対しては、返礼を受けない。

さいたま市立城北中学校PTA

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 さいたま市立城北中学校PTA(以下「本会」という。)が収集・保有する個人情報(個人を識別できる情報)の適正な取り扱いを定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに会員の個人情報を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第3条 職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集)

第4条

1. 本会は、次の個人情報を収集する。
 - (1) 保護者氏名、連絡先
 - (2) 在生徒の住所、氏名、性別、学年、クラス
 - (3) 在生徒の兄弟(姉妹)関係
2. その他、行事等の運営にあたり上記以外の個人情報を収集する場合はその都度において利用目的を明確にし、同意を得て収集するものとする。

(利用)

第5条 本会は、個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 本会役員、委員、部会、会員名簿等の作成、登録及び管理
- (2) 会費集金及び管理
- (3) 文書等の配布
- (4) その他、本会運営にあたり必要となる行事等の役割分担表の作成及び管理

付 則

本規則は、平成30年5月17日より施行する。

本規則は、令和8年4月1日より施行する。